

高槻市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、平成29年度監査の結果に関する措置結果の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年5月9日

高槻市監査委員	上	田	豊	喜
同	重	谷	芳	人
同	吉	田	章	浩
同	野々上			愛

平成29年度監査における監査結果報告に基づく措置結果報告

定期監査

1 総務部（資産管理課、契約検査課、税制課、市民税課、資産税課、収納課）

（監査実施日 平成29年9月19日から10月30日まで）

指摘事項	措置結果
<p>時間外勤務をしているが、時間外勤務申請がされていないものがあった。時間外勤務をした際には、時間外命令・実施申請をされたい。</p> <p style="text-align: right;">（契約検査課）</p>	<p>措置日 平成29年11月1日</p> <p>時間外勤務申請がなされていないものについては、指摘を受け、直ちに時間外命令及び実施申請を行った。また、課長が時間外勤務申請を失念していた職員に対して、今後は速やかに時間外命令申請を行うよう指導した。</p> <p>次に、再発を防止するため、所属職員に対して、時間外勤務をするときは、確実に時間外命令申請及び実施申請の事務手続きを行うよう課内研修を通して周知徹底を図った。</p> <p>さらに、管理職のチェックの強化を図り、チームリーダーが内部事務システムの打刻時間・出勤状況照会、時間外命令及び実施申請状況について、申請漏れの有無を毎日確認することに加えて、課長が毎月末に申請状況等の再確認を継続して行っている。</p> <p>今後このようなことが生じないよう、適切な事務処理を行う。</p>

2 教育指導部（教育指導課、教職員課、教育センター）

（監査実施日 平成29年10月6日から11月27日まで）

指摘事項	措置結果
<p>高槻地区少年補導協助手連絡会事業補助金について、補助事業が完了した際に添付されるべき補助対象経費の支出を確認できる書類等が、実績報告書に添付されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（教育指導課）</p>	<p>措置日 平成29年12月15日</p> <p>高槻地区少年補導協助手連絡会事業補助金に係る実績報告書につき、補助対象経費の支出を確認できる書類（領収書等）を提出させ、当該補助金が適正に執行されたことを確認した。</p> <p>今後は相手方に補助金交付要綱の内容を再度徹底させるとともに、実績報告書の審査の際には補助対象経費の支出確認を領収書等の証拠書類の現物確認をもって行うことを課内で徹底した。</p>

現金取扱監査

1 子ども未来部

(監査実施日 平成30年2月23日)

指摘事項	措置結果
<p>育児休務期間中の非常勤職員の社会保険の個人掛金の一時預かり用として普通預金口座を二つ保有しているが、当該預金口座について、それぞれ下記のとおり合計 122,528 円の残高があった。</p> <p>(りそな銀行) 口座名義人 高槻市 子ども育成課 資金前渡職員 残高 83,008 円</p> <p>(三井住友銀行) 口座名義人 高槻市 子ども育成課 資金前渡職員 課長名 残高 39,520 円</p> <p>これらの残高は、歳入歳出外現金へ納付が未処理等となっていた分として 70,752 円 (3 件)、本人からの過大振込分として 47,246 円 (3 件)、当該口座に係る利息分として 433 円のほか、不明金が 4,097 円である。</p> <p>当該預金口座については、職員からの入金後、速やかに歳入歳出外現金の社会保険金へ納付処理を行ってれば、残高が 0 円となるべきところ、このような残高を生じていることは、不適切な事務処理が原因である。速やかに歳入歳出外現金へ納付処理を行うとともに、過大に振り込まれた分については返金処理を行い、利息及び不明金についても、適切な処理をされたい。</p> <p>(子ども育成課)</p>	<p>措置日 平成30年3月16日</p> <p>当該預金口座の残高のうち、歳入歳出外現金へ納付が未処理等となっていた分については、納付処理を行った。職員からの過大振込分については返還を行った。当該口座に係る利息分と、不明金については、雑入として適切に処理した。</p> <p>今後、非常勤職員の社会保険の個人掛金については、納付方法を改め、納付誤り等の再発防止に努める。</p>